

薬生発0328第7号
平成29年3月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第90号)が告示され、平成29年4月1日から適用されることとなつたため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第5号の規定に基づき都道府県知事に承認の権限が委任されている医薬部外品のうちビタミン含有保健剤について、その委任の範囲を次のとおり改正したこと。

(1) 剂形

剤形にゼリ一状ドロップ剤を追加したこと。

(2) 効能及び効果の範囲

効能及び効果の範囲を次のとおりとし、又はエを承認する場合は、申請に基づき効能及び効果の具体例(別添別表第十三の二参照)を併せて承認することを可能としたこと。

ア 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

イ 疲労の回復・予防

ウ 虚弱体質(加齢による身体虚弱を含む。)に伴う身体不調の改善・予防

エ 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

オ 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

(3) その他

日本薬局方の改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン含有保健剤の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。



X										IX			
E項	D項	C項	B項	A項						D項	C項	B項	A項
ガンマオリザノール	オロチニ酸	物L-システィン塩酸塩水和	物L-システイン塩酸塩水和	L-アラジン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	葉酸	ビオチン	パンテノール	ニコチン酸アミド
		DL-メチオニン	DL-メチオニン	アスパラギン酸カリウム・シウム	アスパラギン酸カリウム・シウム	アスパラギン酸カリウム・シウム	アスパラギン酸カリウム・シウム	アスパラギン酸カリウム・シウム	アスパラギン酸カリウム・シウム	パントテン酸ナトリウム	パントテン酸ナトリウム	パントテン酸ナトリウム	パントテン酸ナトリウム
一〇mg	一五〇mg	二〇〇mg	一六〇mg	六〇mg	八〇mg	六〇mg	七五mg	一五〇〇mg	一二〇mg	一〇〇mg	二〇〇mg	一〇〇mg	六〇mg
五mg	六〇mg	六〇mg	三〇mg	一〇mg	二四〇mg	二四〇mg	六mg	八mg	六mg	三mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一二mg

XI(生薑)										F項					
										K項	J項	I項	H項	G項	F項
コウジン	ケイヒ	クコシ	カンゾウ	ガラナ	オウゼイ	アセンヤク	ウイキョウ	ルチン水和物	グリチルリチン酸ナトリウム	イノシトール	カフェイン水和物	グルクロロン酸アミド	クエン酸鉄アンモニウム	クエン酸カルシウム	クエン酸カルシウム
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	五mg	二〇mg	四〇〇mg	九〇〇mg	一〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	一七・八mg	一五mg	一五mg	一五mg	一五mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一一mg	三〇〇mg	三〇〇mg
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	五二五mg	五二五mg	五二五mg	五二五mg	一・二mg	一・二mg	一・二mg	二〇〇mg	二〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	一五mg	一五mg	一五mg	一〇〇mg	一〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	二〇〇mg	二〇〇mg	二〇〇mg	二〇〇mg	二〇mg	二〇mg	二〇mg	一一mg	一一mg	三〇〇mg	三〇〇mg

(注) 3中「硝酸又は塩酸チアミン」を「チアミン塩化物 塩酸塩又はチアミン硝化物」に改め、(注) 4中「塩酸ジセチアミン」を「セトチアミン塩酸塩水和物」に、「塩酸チアミン」を「チアミン塩化物 塩酸塩」に改め、(注) 5中「塩酸フルスルチアミン」を「フルスルチアミン 塩酸塩」に改め、(注) 7中「リボフラビンナトリウム」を「リボフラビンリノ酸エステルナトリウム」に改め、(注) 8中「酢酸レチノール、パルミチン酸レチノール、ビタミンA油」を「ビタミンA油、レチノール酢酸エステル、レチノールバルミチン酸エステル」に改め、(注) 10中「コハク酸dl-α-トコフェロールカルシウム」を「トコフェロールコハク酸エステルカルシウム」に改め、(注) 11中「酢酸ヒドロキソ

サンザン	サフラン	粉末の場合	二七 mg
サンヤク	シゴカ	エキスの場合	三〇 mg
シゴカ	シャクヤク	エキスの場合	二〇〇 mg
シャクヤク	シユクシャ	エキスの場合	八〇〇 mg
シユクシャ	ショウキョウ	エキスの場合	二〇〇〇 mg
ショウキョウ	ジョティイシ	エキスの場合	四七・五 mg
ジョティイシ	セイヨウサンザシ	エキスの場合	一〇〇〇 mg
セイヨウサンザシ	タヨウジ	エキスの場合	一〇〇〇 mg
タヨウジ	チンビ	エキスの場合	一五〇 mg
チンビ	トウキ	エキスの場合	七五〇 mg
トウキ	トシシ	粉末の場合	五〇 mg
トシシ	トチュウ	エキスの場合	一〇〇 mg
トチュウ	ニクジュウ	エキスの場合	六〇〇 mg
ニクジュウ	ニンジン	エキスの場合	五〇 mg
ニンジン	ニンニク	エキスの場合	二五〇〇 mg
ニンニク	ブクリヨウ	粉末の場合	五〇 mg
ブクリヨウ	ムイラブアマ	エキスの場合	三 g
ムイラブアマ	モツコウ	エキスの場合	三一・五 mg
モツコウ	ヤクチ	エキスの場合	一〇〇 mg
ヤクチ	ヨクイニン	エキスの場合	一〇 g
ヨクイニン	リュウガンニク	粉末の場合	三〇〇 mg
リュウガンニク	ローヤルゼリー	粉末の場合	五〇〇 mg

別表第十三の二

XII	X
目 の 疲 れ	二日酔いに伴う食欲の低下、 だるさ

(注) 別表第十三の X の J 項に掲げる有効成分又は同表の XI に掲げる有効成分のうちガラナを配合する場合には、別表第十三の二の規定にかかる、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い」を効能及び効果としない。

表の I 若しくは VII に掲げる有効成分又は表の XI に掲げる有効成分のうちクコシケイビ、ウキヒビ、ウ、コウキヒビ、タジヨドロ、イン、コウ、サ加エル成チピ成のうちアラニン、タルニチソウ、オニロウ、オニソウ、オニノロウ、オニノソウを配合する場合には、別表第十三の二の規定にかかる、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い」を効能及び効果としない。